項を同条第二十一項とし、同条第二十三項第二号中「第二十五条の八第八項第二号」を「第二十五条の八第九項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項各号列記以外の部分中「第二十五条の十の二第十七項」を「第二十五条の十の二第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第二十五条の十の二第十七項」を「第二十五条の十の二第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同項第五号中「及び数」の下に「（特定公社債等にあつては、額面金額）」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第二十五条の十の二第十六項」に、「同条第十一項後段」を「同条第十項後段」に、「同条第十一項の規定は同条第十六項」を「第二十一項の規定は同条第十六項」に、「第二十二項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第三号」を「第二十一項第一号中「第二十五条の十の二第十四項第三号」に、「第二十五条の十の二第十五項第四号」を「第二十五条の十の二第十四項第四号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に、「第二十五条の十の二第十五項」を「第二十四条の十の二第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「第二十項第三号」を「第十九項第三号」に、「第八項」を「第七項」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に、「第二十五条の十の二第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「第二十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「第二十四項第三号」を「第二十三項第三号」に、「第八項」を「第七項」に、「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十五条の十の二第十八項」を「第二十五条の十の二第十七項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十五項第三号」を「同条第十四項第三号」に、「第二十項第三号又は第二十四項第三号」を「第十九項第三号又は第二十三項第三号」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「第二十四項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第二十五条の十の二第十九項」を「第二十五条の十の二第十八項」に、「同条第十三項第二号」を「同条第十二項第二号」に、「同条第二十六項第二号」を「同条第二十五項第二号」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第二十五条の十の二第二十一項第二号」を「第二十五条の十の二第二十項第二号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の二第十四項第二十二号」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の二第二十項」を「第二十五条の十の二第十九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「第二十五条の十の二第二十三項第一号」を「第二十五条の十の二第二十二項」に改め、同項第四号中「第二十五条の十の二第二十一項各号」を「第二十五条の十の二第二十項各号」に改め、同項を同条第三十項とする。

第十八条の十三の四の改正規定中「同条第三項中「第十八条の十一第十一項各号及び第十九項各号（同条第二十一項」を「第十八条の十一第十項各号及び第十八項各号（同条第二十項」に、「同条第十八項（同条第二十二項」を「同条第十七項（同条第二十一項」に改め」を「同条第三項中「第十八条の十一第十一項各号及び第二十二項各号（同条第二十五項」を「第十八条の十一第十項各号及び第二十一項各号（同条第二十四項」に、「同条第二十一項（同条第二十五項」を「同条第二十項（同条第二十四項」に改める。

附則第二条第三項第三号中「及び数」の下に「又は額面金額」を加え、同項第五号中「金額」を「事項」に改め、同条第四項第一号イ及びロ中「及び数」の下に「又は額面金額」を加え、同号ハ中「及び数」を「及び額面金額」に改め、同号ニ及びハ中「及び数」の下に「又は額面金額」を加える。

附則第四条中「新規則」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第二十八号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則」に、「同令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定」に、「第二十五条の十七第二十二項」を「第二十五条の十七第二十一項第一号」を「第二十五条の十七第二十三項第一号」に改め、「同条第二十一項中」及び「同条第二十二項中」の下に「「施行令」とあるのは「読替え後の新令」と、」を加え、「読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第二号」を「同号」に改め、「同条第二十三項中」及び「同条第二十四項中」の下に「「施行令」とあるのは「読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第一号イ」と、」を加え、「読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号イ」を「同号イ」に改め、「同条第二十五項中」の下に「「施行令」とあるのは「読替え後の新令」と」を加え、「（読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号ロ」を「（同号ロ」に、「読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号ロ」を「同号ロ」と、同条第二十九項第一号中「第十九項第三号イ」とあるのは「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号。第三号において「平成二十五年改正令」という。）附則第四条の規定により読み替えられた第十九項第三号イ」と、同項第三号中「第十九項第一号イ」とあるのは「平成二十五年改正令附則第四条の規定により読み替えられた第十九条第一号イ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第二十二条の十の二第二号の改正規定（「第百三十九条に規定する租税条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改める部分を除く。）、同条第三号の改正規定、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に一号を加える改正規定、同令第二十二条の七十五第二号の改正規定（「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改める部分を除く。）、同条第三号の改正規定及び同号を同条第四号とし、同条第二号の次に一号を加える改正規定　平成二十六年十月一日

二　第一条中租税特別措置法施行規則第五条の十三の改正規定（「第六条の六第四項から第七項まで」を「第六条の六第二項から第五項まで」に改める部分に限る。）、同令第十八条の十五の三の改正規定、同令第十八条の十五の四の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同令第十八条の十五の五の改正規定、同令第十八条の十五の六（見出しを含む。）の改正規定、同令第十八条の十五の八の改正規定、同令第十八条の十五の九第二項の改正規定及び同令第十八条の十八の改正規定並びに附則第五条第三項から第五項まで及び第六条の規定　平成二十七年一月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第三条の五の改正規定、同令第三条の六の改正規定、同令第三条の七の改正規定、同令第三条の十二の改正規定、同令第三条の十六の改正規定、同令第三条の十七の改正規定及び同令別表第三㈨を同令別表第三㈩とし、同令別表第三㈧を同令別表第三㈨とし、同令別表第三㈦を同令別表第三㈧とし、同令別表第三㈥の次に一表を加える改正規定　平成二十七年四月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第二条第二項の改正規定、同令第二条の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第十八条の十三第二項第四号の改正規定、同令第十八条の十三の五第二項の改正規定（同項第十五号に係る部分を除く。）、同令第十九条の五の改正規定及び同令別表第七㈠の改正規定並びに附則第十九条の規定　平成二十八年一月一日

五　第一条中租税特別措置法施行規則の目次の改正規定（「第二十二条の八十二」を「第二十二条の八十三」に改める部分に限る。）、同令第二十二条の十の二第二号の改正規定（「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改める部分に限る。）、同令第二十二条の十の四とし、同令第二十二条の十九の四を同令第二十二条の十九の五とし、同令第二十二条の十九の三の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の二十の二の改正規定、同令第二十二条の二十の三の改正規定、同令第二十二条の七十五第二号の改正規定（「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改める部分に限る。）及び同令第三章に一条を加える改正規定　平成二十八年四月一日